

西長沢浄水場更新に係る水処理実験者選定基準

この西長沢浄水場更新に係る水処理実験者選定基準（以下、「実験者選定基準」という。）は、西長沢浄水場更新に係る水処理実験を行う者（以下、「実験者」という。）を選定するにあたり必要な事項を示す。

1 選定における物理的条件による制約

水処理実験の前提として、西長沢浄水場における実験場所の敷地面積の関係から、最大5者を選定するものとする。

2 審査方式

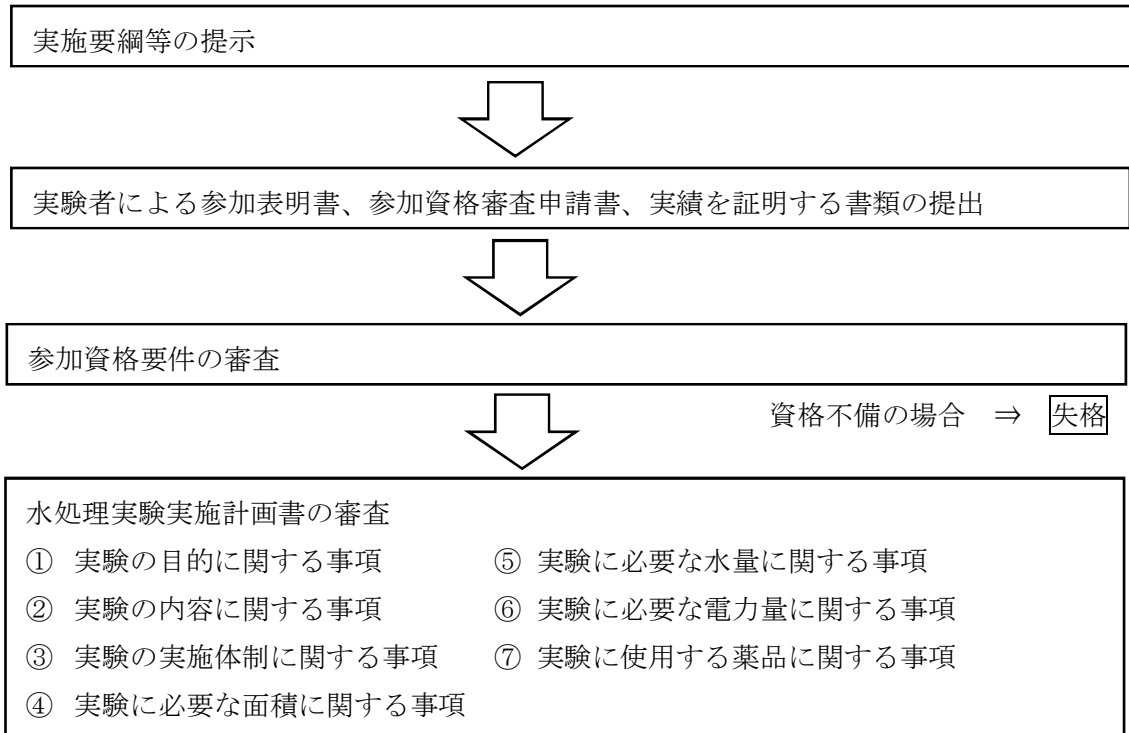
(1) 実験者の参加資格審査

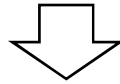
企業団は、参加表明書、参加資格審査申請書及び実績を証明する書類により、西長沢浄水場更新に係る実施要綱、西長沢浄水場更新に係る水処理実験仕様書及び実験者選定基準（以下、「実施要綱等」という。）に記載の実験者が備えるべき参加資格要件をすべて満たしていることを審査するものとし、要件を満たさない者は失格とする。

(2) 水処理実験実施計画書の審査

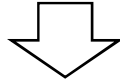
参加資格審査において参加資格要件を満たしている場合は、水処理実験実施計画書を提出できるものとする。水処理実験実施計画書に記載された内容について、この実験者選定基準に示す基準に基づいて実験者を選定する。

(3) 審査等の流れ





実験者の選定、決定（企業団）



実験者との協定書の締結

（４）実験者の決定

企業団は、水処理実験実施計画書の審査結果により実験者を決定する。

３ 参加資格審査の方法

（１）参加資格

ア 参加資格要件

（ア）企業団入札参加資格者名簿に登録されていること。

（イ）実験を円滑に、かつ安定的に遂行できる財務能力を有することが明らかであり、次のいずれにも該当しないこと。

a 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する者

b 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

c 企業団指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けている者

（ウ）日本国内において、施設能力5,000m³/日以上「表流水を原水とした膜ろ過施設」の膜処理施設メーカーとしての施工実績（建設段階のものを含む。）がある者。

なお、表流水以外の水が混合している場合には、表流水の割合が6割以上のものを対象とする。

イ 参加資格を有することの証明

実験者は、参加表明書、参加資格審査申請書及び実績を証明する書類の提出により、参加資格を有することを明らかにしなければならない。

（２）審査の項目

参加表明書、参加資格審査申請書及び実績を証明する書類により、参加資格の有無を審査する。

４ 水処理実験実施計画書の審査方法

（１）審査の項目

水処理実験実施計画書に記載された次に掲げる各項目が、西長沢浄水場において実現可能か否か、内容が妥当か否かを企業団内部で審査・評価を行う。

ア 実験の目的に関する事項

- イ 実験の内容に関する事項
- ウ 実験の実施体制に関する事項
- エ 実験に必要な面積に関する事項
- オ 実験に必要な水量に関する事項
- カ 実験に必要な電力量に関する事項
- キ 実験に使用する薬品に関する事項

(2) 審査機関

企業団内部の技術検討会議で審査し、その結果を経営会議で報告し、最終決定とする。

5 応募者が5者を超えた場合における実験者の選定方法

応募者が5者を超えた場合は、下記によるものとする。

- (1) 水処理実験実施計画書が4(1)の全項目を満たす応募者が、5者以内となる場合は、当該5者を選定する。
- (2) 水処理実験実施計画書が4(1)の全項目を満たす応募者が5者を超える場合は、日本国内の「表流水を原水とした膜ろ過施設」の納入実績における1施設最大処理水量の上位5者を選定する。

ただし、応募者が用いる実験施設の膜ろ過方式にケーシング収納型と槽浸漬型がある場合において、1施設最大処理水量の上位4者又は5者が一方の形式を用いるときは、他方の形式を用いる応募者から1施設最大処理水量の上位2者を上限に選定し、残る実験者を一方の形式を用いる応募者から1施設最大処理水量の順に選定する。
- (3) (2)において、1施設最大処理水量が同水量であった場合は、稼働している膜ろ過設備の納入実績の多い者を選定する。
- (4) (3)における納入実績が同件数である場合は、事務局において直接当該業務と関係しない企業団職員がくじによる抽選を行う。